

興行場法施行条例をここに公布する。

興行場法施行条例

興行場法施行条例(昭和23年島根県条例第73号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、興行場法(昭和23年法律第137号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置の場所の基準)

第2条 法第2条第2項の条例で定める公衆衛生上必要な基準で興行場の設置の場所に係るものは、次のとおりとする。

- (1) 敷地内の排水に支障がない場所であること。ただし、施設の防湿上有効な措置を講ずることにより公衆衛生上支障がない場合は、この限りでない。
- (2) 施設の採光及び換気に支障がない場所であること。ただし、施設の採光及び換気に係る構造設備により公衆衛生上支障がない場合は、この限りでない。

(構造設備の基準)

第3条 法第2条第2項の条例で定める公衆衛生上必要な基準で興行場の構造設備に係るものは、次のとおりとする。

- (1) 施設は、客席に適当な通路を設ける等入場者が容易に移動することができる構造であること。
 - (2) 施設は、排水及び清掃に支障がない構造であること。
 - (3) 売店又は食品販売設備は、衛生上支障がない場所に設けられていること。
 - (4) 場内の建物内で喫煙させる場合は、その建物内に次の要件を備える喫煙室が設けられていること。
 - ア 建物内の他の区域と区画すること。
 - イ 室内の空気を建物外へ排出できる装置を備え、たばこの煙が建物内の他の区域に流入しない構造であること。
 - ウ 客席及び入場者が利用する通路等から極力離れた位置にあること。
 - (5) 次の要件を備える便所が設けられていること。
 - ア 各階に1箇所以上男子用及び女子用に区画して設けられ、それぞれの場所が分かるように表示されていること。
 - イ 出入口は、直接客席に開口しない構造であること。
 - ウ 床及び内壁のうち床面から少なくとも1メートルの高さまでの部分は、コンクリート、タイルその他の不浸透性の材料で造られ、又は不浸透性の材料で腰張りされていること。
 - エ 水洗便所であること。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。
 - オ 入場者の定員に応じた数の便器が設けられていること。
 - カ 流水式給水栓を有する手洗設備が設けられていること。
 - (6) 場内の空気環境を衛生的に保つことができる換気設備が設けられていること。
 - (7) 温度計及び湿度計が入場者の見やすい場所に備えられていること。
 - (8) 次の要件を備える照明設備が設けられていること。
 - ア 入場者が利用する場所にあつては、床面において150ルクス以上の照度を保つ機能を有すること。
 - イ 客席にあつては、映写中又は上演中においても床面のすべての所において常に1.5ルクス以上の照度を保つ機能を有すること。
 - (9) 外部に開放されている窓、給気口、排気口等に昆虫の侵入を防止することができる金網張りその他の設備が設けられていること。
 - (10) 清掃用具が備えられ、及びこれを衛生的に保管することができる設備が設けられていること。
 - (11) ごみ等が飛散し、又は流出しない構造のごみ箱が入場者の利用しやすい場所に備えられていること。
 - (12) 入口には、靴等に付着する泥土を除去することができる敷物が備えられていること。
- (平21条例19・平28条例25・一部改正)

(衛生措置の基準)

第4条 法第3条第2項の条例で定める衛生措置の基準は、次項及び第3項に定めるところによる。

2 興行場営業を営む者は、施設、設備等に関し次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 換気設備及び照明設備は、定期的に点検し、常に適正な機能を保つように整備すること。
- (2) 屋内の興行場において、1回の興行が2時間30分以上連続して行われるときは、2時間30分を超えない時間ごとに10分以上の休憩時間を設け、その間窓及び扉を開放し、客席の換気を十分に行うこと。ただし、客席の空気環境について衛生上支障がないとき、又は映写時間が2時間30分を超える映画の場合において映写の前後に客席の換気を十分に行うときは、この限りでない。
- (3) 客席の空気環境は、次の基準に適合するように保つこと。

- ア 炭酸ガスの含有率が100万分の1,500以下であること。
 - イ 浮遊粉じんの量が空気1立方メートルにつき0.2ミリグラム以下であること。
 - ウ 平板培養法による空中落下細菌数が30個以下であること。
- (4) 施設及びその周囲は、衛生上支障がないように補修するとともに、毎日清掃し、常に清潔に保つこと。
 - (5) 売店又は食品販売設備は、常に清潔で衛生的に保つこと。
 - (6) 便所は、常に清潔に保ち、臭気を著しく発散させないこと。
 - (7) ねずみ、昆虫等の駆除及び入場者が利用する場所の消毒を定期的に行うこと。この場合においては、その都度実施記録を作成し、当該実施記録を作成の日から2年間保存すること。
 - (8) ごみその他の廃棄物は、定期的に搬出すること。
 - (9) 救急医療品及び衛生材料を備え、入場者の救護に迅速に対応することができる体制を整備すること。
 - (10) 定員以上に入場者を入場させないこと。
 - (11) 場内の建物内で喫煙させないこと。ただし、[前条第4号](#)の要件を備える喫煙室内で喫煙させる場合は、この限りでない。
 - (12) 場内の建物外で喫煙させる場合は、喫煙可能な区域を定めるよう努めること。
 - (13) 次の事項を入場者の見やすい場所に表示すること。
 - ア 喫煙室又は喫煙可能な区域以外の場所における喫煙の禁止
 - イ 喫煙室又は喫煙可能な区域の場所
 - ウ ごみその他場内を不潔にするおそれのあるものを投棄することの禁止
 - エ 駆除及び消毒の実施状況
 - (14) 伝染のおそれのある疾病にかかっている者又はその疑いがある者を興行場の業務に従事させないこと。
 - (15) 衛生責任者を定め、興行場の衛生管理及び興行場の業務に従事する者の衛生教育を行わせること。
- 3 興行場営業を営む者は、その管理する施設内において、人の健康を害する物質等により入場者の生命又は身体に重大な被害が生じており、又は生じるおそれがあるときは、その被害に係る建物、敷地等への立入りを禁止し、又はこれらの場所にいる入場者を退去させ、その他その被害を防止するために必要な措置をとらなければならない。

(平21条例19・平28条例25・一部改正)

(基準の緩和等)

第5条 知事は、仮設又は臨時の興行場その他特別の理由がある興行場については、公衆衛生上支障がないと認められる範囲内において、[前3条](#)に規定する基準の一部を緩和し、又は適用しないことができる。

(許可証)

第6条 知事は、法第2条第1項の興行場営業の許可をしたときは、規則で定めるところにより、当該許可を受けた者(以下「営業者」という。)に許可証を交付しなければならない。

(平12条例1・追加)

(許可証等の掲示)

第7条 営業者は、前項の許可証その他知事の指示する事項を興行場の見やすい場所に掲示しなければならない。

(平12条例1・追加)

(手数料)

第8条 法第2条第1項の規定により興行場営業の許可を受けようとする者は、[次の各号](#)に掲げる許可の区分に応じ、[当該各号](#)に定める額の手数料を納付しなければならない。

- (1) 常設の施設による興行場営業の許可 申請1件につき22,000円
- (2) 仮設又は臨時の施設による興行場営業の許可 申請1件につき7,000円

2 既に納付した手数料は、還付しない。

(昭60条例36・平元条例25・平8条例5・一部改正、平12条例1・旧第6条繰下)

附 則

- 1 [この条例](#)は、昭和59年10月1日から施行する。
- 2 [この条例](#)の施行の際現に興行場営業を営んでいる者で、当該興行場の構造設備が[第3条](#)の基準に適合しないものは、[この条例](#)の施行の日から6月以内に当該構造設備をその基準に適合させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 [前項](#)の期間内にやむを得ない理由により[同項](#)の措置を講ずることができない者は、知事に[第3条](#)の基準の適用の緩和又は除外を申請し、その承認を受けなければならない。

附 則(昭和60年条例第36号)

この条例は、昭和61年1月1日から施行する。

附 則(平成元年条例第25号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成8年条例第5号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(興行場法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

6 施行日前に興行場法(昭和23年法律第137号)第2条第1項の興行場営業の許可を受けた者に対する第34条の規定による改正後の興行場法施行条例(以下この項において「改正後の条例」という。)第6条及び第7条の規定の適用については、この条例の施行の際現に当該許可を受けた者に交付されている当該許可に係る許可証を改正後の条例第6条の許可証とみなす。

附 則(平成21年条例第19号)

この条例は、平成21年6月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に興行場法(昭和23年法律第137号)第2条第1項の規定により興行場の営業の許可を受けている者及び現に当該許可の申請をしている者に係る興行場法施行条例第3条及び第4条の基準については、この条例の施行の日から起算して1年を経過する日までの間、なお従前の例による。